

はじめに

かつては日本中の農山漁村に広く存在した入会（いりあい）制度は、その概念が近代法の所有権理論と相容れないものであるとして、しだいに整理され、あるいは解体しつつある。

しかしながら、入会制度の解体・変容が政策的にも支援されるようになるのと時を同じくして、農山村においてはかつての入会地であった山野が荒廃し、またリゾート開発等によって虫食い状に自然が失われていくという事態が多く、地域で見られるようになった。このような状況のなかで、近年、農山村地域のなかから、それも都市住民との積極的な交流を通じて、活気ある新たな農山村生活を形成しようとしている、いわば新しい農山村生活をめざす人々のなかから、入会制度を復活させようという試みが生れてきている。

しかも、古くからの慣習的な制度であって、いずれは消滅すべきものと考えられてきたこの入会制度は、地球規模での環境問題が深刻化し、自然との共存のありかたがきびしく問い直されている現在のわれわれの視点から振り返ると、旧式の制度どころではなく、その中には実に合理的で効果的かつ現代的な自然環境の利用方法が包含されているようにさえ思われる¹。

このような問題意識を持って、本稿では、自然環境保全という観点から入会という制度の果してきた役割、あるいは果すことのできる役割を検討する。深刻な地球環境問題に直面し、自然との共存の道筋を模索しなければならない現代においてこそ入会制度は重要な意味を持つのではないだろうか。こうした問題意識のもとで、入会制度の現代法的再構成の可能性について検討することがここでの目的である。

1. 入会制度の概要と解体

(1-1) 入会制度の概要と特徴

¹ 入会制度を、環境のような重要な「社会的共通資本」を維持管理するための制度であると理解する近年の議論としては、宇沢弘文 地球温暖化センター特別顧問による、「新しい体制の理念」、日本経済新聞 1994年1月1日～1月7日（やさしい経済学）、および、社会的共通資本に関する宇沢氏の一連の研究を参照されたい。